

住宅等を新築、購入される方

まず、どの区分に申請できるかを確認してください。

●申請する住宅等は、埼玉県内に所在しますか？
●埼玉県内の建築（施工）事業者が工事しますか？
●令和3年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を結びましたか？
●令和5年2月28日までに木工事が完了しますか？

いいえ



補助対象外

↓ はい

●県産木材の使用割合が全体の木材使用量の60%以上ですか？

いいえ



補助対象外

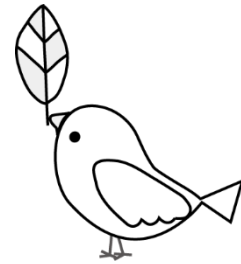
↓ はい

●中学生以下の子を養育していますか？
又は本人か配偶者が妊娠中ですか？
●申請する住宅は、自ら居住する住宅ですか？
●令和5年2月28日までに引渡しが完了しますか？

いいえ



一般 枠



子育て世帯枠は使えません

梁桁（胴差含む）に県産木材を4㎡以上使うとき

梁 桁 枠 も申請可

県産木材の森林認証材・JAS材を4㎡以上使うとき

森林認証材・JAS材枠 も申請可

↓ はい

子育て世帯枠

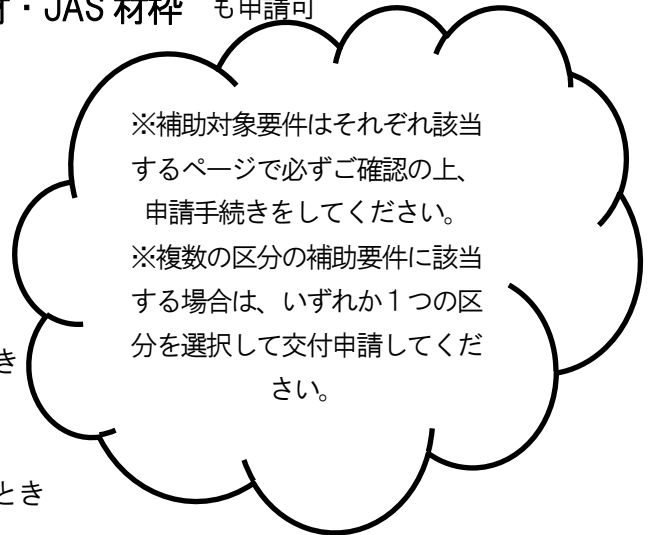
一 般 枠

梁桁（胴差含む）に県産木材を4㎡以上使うとき

梁 桁 枠 も申請可

県産木材の森林認証材・JAS材を4㎡以上使うとき

森林認証材・JAS材枠 も申請可



※《子育て世帯枠》《梁桁枠》《森林認証材・JAS材枠》には、補助金の加算（一律50,000円）があります。

1 補助対象であるか確認します

● 《一般枠》《子育て世帯枠》《梁桁枠》《森林認証材・JAS材枠》

次のすべての項目に該当することが必要です。

- 建築基準法に適合します。
- 埼玉県内に新築される住宅です（埼玉県内の建売住宅を購入します）。
【住宅以外の例】Q&Aをご覧ください。
- 令和3年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結しました。
- 令和5年2月28日までに木工事が完了します。
【木工事完了とは】Q&Aをご覧ください。
- 埼玉県内に事業所又は営業所がある建築（施工）事業者が工事します。

次のいずれかの項目に該当することが必要です。

- 「木材使用量割合」で算出した県産木材使用割合が、60%以上です。
県産木材の使用量は？ _____立方メートル…①
県産以外の木材の使用量は？ _____立方メートル…②
①と②の合計（全木材使用量）は？ ①+②= _____立方メートル…③
県産木材の割合は？ ①÷③×100= _____% ←60%以上？
- 「延床面積割合」で算出した県産木材使用割合が、60%以上です。
県産木材の使用量は？ _____立方メートル…①
新築（購入）する住宅等の延床面積は？ _____平方メートル…②
②に0.15を掛ける（みなし全木材使用量）と？ ②×0.15= _____立方メートル…③
県産木材の割合は？ ①÷③×100= _____% ←60%以上？
【この数字が100%を超えることがあります、間違いではないので、そのままその数値をご記入ください。】

▼ 《子育て世帯枠》で申請される方

上記●印の項目のほか、次のすべての項目にも該当することが必要です。

- 申請日において中学生以下の子を養育している（母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる）世帯です。
- 新築（購入）する住宅は、自ら居住するための住宅です。
- 令和5年2月28日までに引渡し完了します。
【子育て世帯枠で申請する場合の注意点】引渡し完了後に提出していただく「完了報告書兼請求書」に、世帯全員の住民票の写し等を添付していただきます。詳細は、Q&Aをご覧ください。

▼ 《梁桁枠》で申請される方

上記●印の項目のほか、次の項目にも該当することが必要です。

- 梁又は桁（胴差を含む）に県産木材を4立方メートル以上使用します。

▼《森林認証材・JAS材枠》で申請される方

上記●印の項目のほか、次の項目にも該当する必要があります。

- 県産木材の森林認証材又はJAS材を4立方メートル以上使用（森林認証材のみで4立方メートル以上又はJAS材のみで4立方メートル以上、あるいは森林認証材とJAS材を合わせて4立方メートル以上使用）します。

【森林認証材・JAS材とは】Q&Aをご覧ください。

2 交付申請の準備をします

必要な書類は次のとおりです。

また、記入例はホームページに掲載しています。

●《一般枠》《子育て世帯枠》《梁桁枠》《森林認証材・JAS材枠》

- 様式1-1「彩の木補助事業補助金交付申請書【新築、購入用】」
- 様式2「建築現場位置図」※既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても構いません。
- 工事請負契約書（購入の場合は、売買契約書）の写し※契約者名及び契約年月日が確認できるページ
- 新築（購入）する住宅等の平面図、立面図の写し
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等いずれか1点の写し）

▼《一般枠》《子育て世帯枠》で申請される方

上記●印の書類のほか、次の書類も必要です。

- 様式3-1（一般枠、子育て世帯枠）「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」※建築（施工）事業者や木材供給業者等に作成を依頼してください。様式3-1の代わりに木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「木拾い表」（県産木材・その他木材の区別が明確なもの）の添付でも構いません。「計画量」なのでその後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

▼《梁桁枠》で申請される方

上記●印の書類のほか、次の書類も必要です。

- 様式3-1（2）（梁桁枠）「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」※建築（施工）事業者や木材供給業者等に作成を依頼してください。様式3-1（2）の代わりに木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「木拾い表」（梁桁の材積や県産木材・その他木材の区別が明確なもの）の添付でも構いません。「計画量」なのでその後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

▼《森林認証材・JAS材枠》で申請される方

上記●印の書類のほか、次の書類も必要です。

- 様式3-1(3) (森林認証材・JAS材枠) 「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」※建築(施工)事業者や木材供給業者等に作成を依頼してください。様式3-1(3)の代わりに木材供給業者(プレカット工場を含む)が作成した「木拾い表」(森林認証材・JAS材の材積や県産木材・その他木材の区別が明確なもの)の添付でも構いません。「計画量」なのでその後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

3 書類を提出します

木材協会に郵送又は持参します。

×切: 《一般枠》《梁桁枠》《森林認証材・JAS材枠》

令和5年2月3日(金) 必着(予定数に達し次第終了)

《子育て世帯枠》

令和4年7月29日(金) 必着(予定数を超えた場合は抽選。落選となった方は《一般枠》で受け付けます。また、この間の申請が予定数を超えなかった場合は、令和4年8月1日以降、再受付を開始することがあります。)

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます

受け付け順に「補助金利用予定者登録通知書」をお送りします。

5 完了報告・補助金請求の準備をします

木工事(子育て世帯枠の場合は、引渡し)完了後2週間以内に、木材協会あて完了報告書兼請求書を提出します。必要な書類は次のとおりです。

記入例及び添付書類「木拾い表【実績】」の例はホームページに掲載しています。

▼ 《一般枠》で補助金利用予定者登録されている方

- 様式6-1 「彩の木補助事業補助金木工事(引渡し)完了報告書兼請求書【新築、購入用】」
※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請内容に基づき「1 住宅等の概要」欄の「建築(施工)場所」「建築(施工)事業者名」は印字してありますのでご確認の上、してください。変更があるときは、赤字二重線で抹消し変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 木拾い表【実績】※木材供給業者(プレカット工場を含む)が作成し、部材名(土台、大引、根太、通し柱、管柱、間柱、筋交、梁・桁、母屋等)、規格(樹種、長さ、幅、厚み)、使用量(単位は立方メートル、小数第5位を四捨五入し小数第4位止め。)及び県産木材とその他木材の別が明記されたものが必要です。これらの内容が盛り込まれていれば、木材供給業者(プレカット工場を含む)が作成した「納品書」でも構いません。
- さいたま県産木材販売伝票の写し※一次発行者まで確認可能なもの
- 建築確認済証又は建築工事届の写し
- 写真

【写真に関する注意点】 Q&Aをご覧ください。

- 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- 新築（購入）した住宅等の平面図、立面図の写し※申請時から変更のある場合

▼《子育て世帯枠》で補助金利用予定者登録されている方

- 様式6-1「彩の木補助事業補助金木工事（引渡し）完了報告書兼請求書【新築、購入用】」
※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請内容に基づき「1 住宅等の概要」欄の「建築（施工）場所」「建築（施工）事業者名」は印字してありますのでご確認の上、してください。変更があるときは、赤字二重線で抹消し変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 木拾い表【実績】※木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成し、部材名（土台、大引、根太、通し柱、管柱、間柱、筋交、梁・桁、母屋等）、規格（樹種、長さ、幅、厚み）、使用量（単位は立方メートル、小数第5位を四捨五入し小数第4位止め。）及び県産木材とその他木材の別が明記されたものが必要です。これらの内容が盛り込まれていれば、木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「納品書」でも構いません。
- さいたま県産木材販売伝票の写し※一次発行者まで確認可能なもの
- 建築確認済証又は建築工事届の写し
- 写真
【写真に関する注意点】 Q&Aをご覧ください。
- 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- 世帯全員の住民票の写し
【住民票の写しに関する注意点】 Q&Aをご覧ください。
- 母子健康手帳の表紙の写し※該当する世帯
- 新築（購入）した住宅の平面図、立面図の写し※申請時から変更のある場合

▼《梁桁枠》で補助金利用予定者登録されている方

- 様式6-1「彩の木補助事業補助金木工事（引渡し）完了報告書兼請求書【新築、購入用】」
※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請内容に基づき「1 住宅等の概要」欄の「建築（施工）場所」「建築（施工）事業者名」は印字してありますのでご確認の上、してください。変更があるときは、赤字二重線で抹消し変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 木拾い表【実績】※木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成し、部材名（土台、大引、根太、通し柱、管柱、間柱、筋交、梁・桁、母屋等）、規格（樹種、長さ、幅、厚み）、使用量（単位は立方メートル、小数第5位を四捨五入し小数第4位止め。）及び県産木材とその他木材の別が明記されたものが必要です。これらの内容が盛り込まれていれば、木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「納品書」でも構いません。
- さいたま県産木材販売伝票の写し※一次発行者まで確認可能なもの
- 建築確認済証又は建築工事届の写し

- 写真
【写真に関する注意点】Q&Aをご覧ください。
- 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- 新築（購入）した住宅等の平面図、立面図の写し※申請時から変更のある場合

▼《森林認証材・JAS材枠》で補助金利用予定者登録されている方

- 様式6-1「彩の木補助事業補助金木工事（引渡し）完了報告書兼請求書【新築、購入用】」
※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請内容に基づき「1 住宅等の概要」欄の「建築（施工）場所」「建築（施工）事業者名」は印字してありますのでご確認の上、してください。変更があるときは、赤字二重線で抹消し変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 木拾い表【実績】（注1）※木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成し、部材名（土台、大引、根太、通し柱、管柱、間柱、筋交、梁・桁、母屋等）、規格（樹種、長さ、幅、厚み）、使用量（単位は立方メートル、小数第5位を四捨五入し小数第4位止め。）及び県産木材とその他木材の別が明記されたものがが必要です。これらの内容が盛り込まれていれば、木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「納品書」でも構いません。
- さいたま県産木材販売伝票の写し（注1）※一次発行者まで確認可能なもの

（注1）森林認証材を使用している場合は、「さいたま県産木材販売伝票」の「前県産木材認証事業体記号番号（素材生産者の場合は生産地）」欄に「森林認証番号」をすること。「さいたま県産木材販売伝票」に「森林認証番号」の記載ができないときは、「森林認証番号」が記載された出荷証明書の写しを添付してください。「さいたま県産木材販売伝票」への記入例、出荷証明書の例はホームページに掲載しています。

JAS材を使用している場合は、「木拾い表」又は「さいたま県産木材販売伝票」の該当する木材の備考欄等に「JAS構造用製材」である旨を記載すること。「木拾い表」「さいたま県産木材販売伝票」への記入例はホームページに掲載しています。

- 森林認証材を使用している場合：FM認証及びCOC認証の認証書の写し
- 建築確認済証又は建築工事届の写し
- 写真（注2）

【写真に関する注意点】Q&Aをご覧ください。

（注2）JAS材を使用している場合は、部材ごとに、JASマークが入った写真を添付すること。

- 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- 新築（購入）した住宅等の平面図、立面図の写し※申請時から変更のある場合

6 書類を提出します

木材協会に郵送又は持参します。

最終〆切：令和5年3月3日（金）必着

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します

完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会を受付後、内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、現地検査を実施することがあります（完了報告書兼請求書提出前に実施することもあります）。実施する場合には、あらかじめ検査員から建築（施工）事業者にご連絡します。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます

審査の結果、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、「補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。

